

「偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成20～25年度)

(対象：正会員・準会員192行、単位：件、百万円)

1. 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成20年度	364	230	0	0
平成21年度	243	126	1	0
平成22年度	227	210	3	16
平成23年度	406	284	0	0
平成24年度	744	569	8	13
平成25年度	298	87	0	0

2. 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
平成20年度	364	363	99.7%
平成21年度	243	242	99.6%
平成22年度	227	227	100.0%
平成23年度	405	403	99.5%
平成24年度	740	733	99.1%
平成25年度	297	290	97.6%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に偽造キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは偽造カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

「偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成26年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員193行、単位：件、百万円)

1. 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成26年度	289	137	0	0
平成26年4月～6月	56	26	0	0
平成26年7月～9月	65	25	0	0
平成26年10月～12月	95	57	0	0
平成27年1月～3月	73	29	0	0
平成27年度	363	153	2	18
平成27年4月～6月	75	23	0	0
平成27年7月～9月	79	47	0	0
平成27年10月～12月	154	69	2	18
平成28年1月～3月	55	13	0	0
平成28年度	303	107	0	0
平成28年4月～6月	74	16	0	0
平成28年7月～9月	87	30	0	0
平成28年10月～12月	68	27	0	0
平成29年1月～3月	74	34	0	0
平成29年度	311	95	0	0
平成29年4月～6月	83	19	0	0
平成29年7月～9月	84	20	0	0
平成29年10月～12月	104	52	0	0
平成30年1月～3月	40	5	0	0

2. 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
平成26年度	285	285	100.0%
平成26年4月～6月	55	55	100.0%
平成26年7月～9月	64	64	100.0%
平成26年10月～12月	93	93	100.0%
平成27年1月～3月	73	73	100.0%
平成27年度	357	354	99.2%
平成27年4月～6月	73	71	97.3%
平成27年7月～9月	77	77	100.0%
平成27年10月～12月	152	151	99.3%
平成28年1月～3月	55	55	100.0%
平成28年度	301	300	99.7%
平成28年4月～6月	73	73	100.0%
平成28年7月～9月	87	86	98.9%
平成28年10月～12月	68	68	100.0%
平成29年1月～3月	73	73	100.0%
平成29年度	272	268	98.5%
平成29年4月～6月	83	81	97.6%
平成29年7月～9月	83	82	98.8%
平成29年10月～12月	82	82	100.0%
平成30年1月～3月	24	23	95.8%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に偽造キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは偽造カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客さまに係る件数等。

(注 5) 平成26年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。